

## サージカルリネン類賃貸借単価契約 仕様書

受託者は、この仕様書に従い、病院業務に必要なサージカルリネン類を信義に従い誠実に供給するものとする。なお、この仕様書に示されていない事項で軽微な業務については病院と受託者との協議により決定する。

### 1 契約概要

- (1) 契約件名 サージカルリネン類賃貸借単価契約  
(2) 契約期間 2026年4月1日から2027年3月31日まで  
(3) 納入場所 岐阜県多治見市前畠町5丁目161番地  
岐阜県立多治見病院指定の場所  
(4) 使用場所 中央手術部、中央放射線部及び内視鏡センター

### 2 契約品目及び予定数量

品目	年間予定数量（組）
上肢穴開パック	45
下肢穴開パック	30
汎用SSパック	1
汎用Mパック	1
汎用ハイレベルMパック	1
小切開ドレープ（翼付）	85
小切開ドレープ（翼なし）	425
穴あきドレープ13cm	290
ネクサージガウン（マスク付）M	1
ネクサージガウン（マスク付）L	1
ネクサージガウン（マスク付）LL	1
ハイレベルガウン（マスク付）L	1
ハイレベルガウン（マスク付）LL	1
メイヨスタンドカバー	845
レギング（2枚入）	250
臀部下ドレープ	60
器械台カバーSS	1
器械台カバーS	645
器械台カバーM	865
器械台カバーL	4,235
吸水防水四角巾115×115	2,135
吸水防水四角巾115×115（2枚入）	435
オペ台シーツヒダ付 小（未滅菌）	3,230
オペ台シーツヒダ付 中（未滅菌）	4,110
滑り止めシート（テープ付）	2
サージカルタオル（小）2枚	1
Gネクサージガウン（マスク付）M/L/LL	295
器械ポケット（1ポケット）10×55	65
眼科パック（右目用、左目用）	1

### 3 守秘義務

受託者は、業務上知り得た賃借者及び患者の秘密を第三者に漏らしてはならない。  
このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

### 4 法令の遵守

受託者は、業務を遂行するに当たり関係法令を遵守しなければならない。

### 5 信用失墜行為の禁止

受託者は、病院の信用を失墜する行為をしてはならない。また、岐阜県立多治見病院の風紀を乱すような行為をしてはならない。

### 6 調査報告義務

病院は、この業務に関し必要がある場合は、受託者に対して調査、改善、報告を求めることができる。この場合、受託者は直ちに調査、改善、報告に応じなければならない。

### 7 業務内容等

- (1) 供給すべきサージカルリネン類は、使用者に不快感を与えるもの・不衛生なものは供給しないこと。(例えば、やぶれ、ゴムのゆるみ、汚れ等)
- (2) 供給すべきサージカルリネン類は高压蒸気滅菌にて滅菌すること(未滅菌を除く)。また、包装方法等は別添のとおりとする。
- (3) 製品の撥水性を維持するためにメーカーが推奨する洗浄方法を遵守すること。
- (4) 使用後の製品は熱水による消毒(80°C × 10分)を行うこと。
- (5) 使用後の製品はタオル等を除きライトテーブルによるピンホール検査を行い、補修が必要となる場合は熱圧着シート(防水性があり、かつ高压蒸気滅菌装置による滅菌に耐えられるもの)による補修をした上で、ピンホールのない製品を納品すること。
- (6) 製品のたたみ、包装は、外気が遮断された壁等で囲まれた場所で、空調管理により清浄度クラス100,000以上(米国航空宇宙局規格)の清潔度が保たれたクリーンルームで行うこと。
- (7) 各製品の洗濯回数を管理すること。
- (8) サージカルリネン類は、常に耐水圧基準値を上回る製品を納品すること。  
(基準値:手術用ガウン(腹部・前腕部) 耐水圧200mm以上  
ドレープ類(防水部) 耐水圧1000mm以上  
検査方法はJISL1092(低水圧法)による)
- (9) 滅菌物にはリスクマネジメントの一環としてリコールのためのロット番号及び滅菌期限を記載すること。
- (10) 供給すべきサージカルリネン類は、7(2)のとおり滅菌し、汚染することのないよう衛生的に取り扱うこと。また、納品・回収の際は供給すべきものと使用済みのものを混在しないようにすること。また、使用済み製品を回収した車両は日々消毒等を行うこと。
- (11) サージカルリネン類の納品・回収は、月曜日から金曜日までの毎日行うものとする。  
ただし、祝日・振替休日・国民の休日及び年末年始は、別途両者協議して定めるものとする。
- (12) 部署ごとの品目及び運用数量については、各部署との協議により定めるものとする。
- (13) 院外滅菌消毒業務の医療関連サービスマーク認定事業者であること。

## 8 支払方法

支払方法は、受託者が製品を納品した数量を納品書に記載し、月末に集計した数量に、決定した単価を乗じて算出したものを毎月末日に締切り、病院に請求するものとし、病院は、請求を受け付けた日から30日以内に受託者に支払うものとする。

## 9 費用負担

病院は受託者より貸与を受けたサージカルリネン類を病院の責に帰すべき理由により紛失、焼失、破損、その他の事由により乙に返還できない場合は、受託者は病院に対し、使用期間の賃貸借料の他に弁償金を定め、請求することができる。

## 10 その他

この仕様書に記載されていない事項に関して疑義が生じた場合は、病院、受託者双方協議の上これを解決する。